

医薬審発 1225 第 5 号
令和 6 年 12 月 25 日

日本製薬団体連合会会長 殿
各 地 方 厚 生 局 長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

特定用途医薬品の指定について

今般、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知したので、御了
知願います。



医薬審発 1225 第 4 号
令和 6 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 衛 生 主 管 部 (局) 長 殿
独 立 行 政 法 人 医 薬 品 医 療 機 器 総 合 機 構 理 事 長 殿
国 立 研 究 開 発 法 人 医 薬 基 盤 ・ 健 康 ・ 栄 養 研 究 所 理 事 長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 医 薬 品 審 査 管 理 課 長
(公 印 省 略)

特 定 用 途 医 薬 品 の 指 定 に つ い て

医 薬 品 、 医 療 機 器 等 の 品 質 、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 35 年 法 律 第 145 号) 第 77 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 1 . に つ い て 特 定 用 途 医 薬 品 と し て 指 定 し た の で 、 通 知 す る 。

記

1. 指 定

- (1) 指 定 番 号 : (R 6 特 定 薬) 第 2 号
医 薬 品 の 名 称 : ミダゾラム
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果 : 麻 酔 前 投 薬
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称 : 丸 石 製 薬 株 式 会 社